割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同条第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額その他法第十四条の九第二項各号に掲げる地方税の額の算出のために必要な事項

［二　略］

（法第二十三条第一項第四号の二イ(1)の剰余金等）

第一条の九の六　法第二十三条第一項第四号の二イ(1)に規定する総務省令で定める剰余金は、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

2　法第二十三条第一項第四号の二イ(3)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

［一・二　略］

［3　略］

4　法第二十三条第一項第四号の二イ(3)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

（年金給付契約の対象となる共済に係る契約の要件の細目）

第一条の十四　政令第七条の十五の十二第三号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　政令第七条の十五の十二第三号に規定する生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。以下本条において「年金共済契約」という。）を締結する組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十二号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合若しくは共済水産業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）の定める当該年金共済契約に係る共済規程は、当該年金共済契約に係る約款を全国連合会（農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会のうちその業務が全国の区域に及ぶものをいう。以下本条において同じ。）が農林水産大臣の承認を受けて定める約款と同一の内容のものとする旨の定めがあるものであること（全国連合会の締結する年金共済契約に係る共済規程にあつては、農林水産大臣の承認を受けたものであること。）。

［二・三　略］

（政令第九条の六の二第一項の割合等）

第三条の二　政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九条の七第六項及び第二十八項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　次号に掲げる法人以外の法人　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ　政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九条の七第六項及び第二十八項の関係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。）　当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

［ロ　略］

二　二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの　政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九条の七第六項及び第二十八項の関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

［二　同上］

（法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上したもの等）

第一条の九の六　法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する総務省令で定めるものは、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

2　法第二十三条第一項第四号の五イ(3)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

［一・二　同上］

［3　同上］

4　法第二十三条第一項第四号の五イ(3)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

（年金給付契約の対象となる共済に係る契約の要件の細目）

第一条の十四　［同上］

一　政令第七条の十五の十二第三号に規定する生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。以下本条において「年金共済契約」という。）を締結する組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十二号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合若しくは共済水産業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）の定める当該年金共済契約に係る共済規程は、当該年金共済契約に係る約款を全国連合会（農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会のうちその業務が全国の区域に及ぶものをいう。以下本条において同じ。）が農林水産大臣の承認を受けて定める約款と同一の内容のものとする旨の定めがあるものであること（全国連合会の締結する年金共済契約に係る共済規程にあつては、農林水産大臣の承認を受けたものであること。）。

［二・三　同上］

（政令第九条の六の二第一項等の割合等）

第三条の二　政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九条の七第七項及び第二十九項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

［一　同上］

イ　政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九条の七第七項及び第二十九項に規定する関係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。）　当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

［ロ　同上］

二　二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの　政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九条の七第七項及び第二十九項に規定する関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合